

統合基本協定書（素案）の概要

I 趣旨

統合基本協定は、関係団体との合意・了解事項（調整項目、統合基本計画）のうち、特に重要な事項を記載し、統合を関係者間で確約するものであり、協定の締結をもって、統合の準備行為の根拠とする。

II 概要

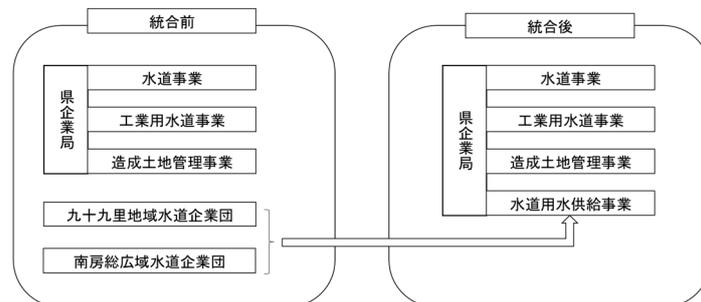
1 協定締結者

- (1) 千葉県、千葉県企業局
- (2) 九十九里地域13市町村（茂原市、東金市、匝瑳市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町）
- (3) 南房総地域8市町（館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町、鋸南町）
- (4) 九十九里地域水道企業団、南房総広域水道企業団

2 統合の形態

県企業局が、水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業に加え、九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業が事業統合した水道用水供給事業を経営する。

なお、他事業と水道用水供給事業は認可・会計を別とする。



3 統合・解散の時期

- ・統合の時期：令和8年4月1日
- ・両企業団の解散の時期：令和8年3月31日

4 合意事項

- ①統合基本計画の内容
- ②職員の勤務条件等
- ③資産等の整理
- ④水道用水供給料金体系
- ⑤財政措置
- ⑥市町村水道総合対策事業補助制度の適用

※その他、関係団体は本統合に係るこれまでの協議の結果を踏まえるものとする。

※③～⑥は第8回統合協議会までの合意事項から変更なし、②は次回統合協議会で議案とする事務事業の調整方針を今後反映する予定。

5 統合までの事業運営

両企業団はその解散までの間、九十九里地域水道企業団の「水道事業経営戦略」及び南房総広域水道企業団の「中長期経営プラン2017」を踏まえ、統合までに行うべき事業を完了するよう努める。

6 締結日

1月中旬（予定）